

IFRSをめぐる動向 第110回 保険契約に関する検討状況

3385号 2018年11月26日

解説

PwC あらた有限責任監査法人 公認会計士 川端 稔

IFRSをめぐる動向 第110回 保険契約に関する検討状況

(28頁)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会（IASB）および米国財務会計基準審議会（FASB）の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。本稿では、IASBにおけるIFRS第17号「保険契約」（以下「IFRS第17号」とする）に関する最近の検討状況として、2018年10月開催の審議会における議論の概要を取り上げます。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることを予めお断りしておきます。

2. 背景

IASBは、2017年にIFRS第17号を公表し、20年にわたる検討を終了させました。IFRS第17号の公表に関連し、IASBは、ワーキング・グループである移行リソース・グループを設置し、利害関係者から新基準の適用に関して提起された疑問点について、議論を行うための公的なフォーラムを提供しています。移行リソース・グループの目的は、IFRS第17号から生じる適用上の疑問点に関する利害関係者へのサポートおよびIASBへの情報提供を行うための公的な議論を促進することにあります。

IFRS第17号公表後、IASBは、その導入をサポートするため、利害関係者との様々な活動にも取り組んできました。こうした活動や、移行リソース・グループの議論をとおして、IASBスタッフは、IFRS第17号がIASBの意図しない方法で解釈される可能性がある、いくつかの事例を認識するに至りました。今回の10月24日のIASB会議で、IASBスタッフは、IASBに対し、利害関係者から提起された25の懸念事項および適用上の課題のリストを提示しました。

3. IASBで議論された項目

移行リソース・グループに提出された論点のログおよび2018年9月の移行リソース・グループ会議の要約を含め、4つのスタッフ・ペーパーが作成されました。IASBは、IASBスタッフが作成した2018年9月の移行リソース・グループ会議の要約については

コメントせず、IASB 会議での議論は、主に、IFRS 第 17 号の潜在的な改正の評価基準に焦点を当てたものでした。

IFRS 第 17 号の公表後、IASB は、財務諸表の作成者および財務諸表利用者の双方からフィードバックを受領しています。IASB スタッフは、500 名以上の財務諸表利用者にインタビューを行っており、このインタビューをとおして、IFRS 第 17 号について肯定的な意見を受領していると指摘しました。

4. IFRS 第 17 号の潜在的な改正の評価基準

IASB は、IFRS 第 17 号に何らかの改正を行うべきかどうかを評価するために、スタッフが提案した以下の評価基準の適用に合意しました。

(a) 改正により、IFRS 第 17 号で財務諸表利用者に提供されるはずの情報と比較して、有用な情報の大幅な喪失が生じないこと。すなわち、改正は下記のことを生じさせないこと。

- i. 保険契約を発行する企業の財務諸表の情報における目的適合性および忠実な表現を低下させること、
- ii. 比較可能性の低下または IFRS 第 17 号を含む IFRS 基準における内部的な不整合を生じさせること、
- iii. 財務諸表利用者にとっての複雑性を増大させ、その結果、理解可能性を低下させること

(b) 改正により、既に進行中の IFRS 第 17 号の導入作業を混乱させたり、IFRS 第 17 号の発効日が著しく遅延するリスクを生じさせないこと。

上記の評価基準に加えて、IASB のメンバーは、IASB スタッフに対し、利害関係者が提起した各トピックについての分析を拡大して、費用対効果の分析、および IFRS 第 17 号を審議した際に既に検討されていたもの以上の新たな議論や情報があるかどうかについての見解を提供するよう要請しました。すなわち、IASB のメンバーの中には、審議で検討されていなかった新たな情報が IASB スタッフから提示されない限り、懸念事項についての再審議を望まないメンバーもいました。

IASB は、懸念事項および適用上の課題として識別された 25 のトピックを認識し、一部の IASB のメンバーは、いくつかのトピックについて明確化または情報の追加を求めました。IASB スタッフは、今後の会合において、各トピックについて個別にペーパーを作成し、第 1 に、IFRS 第 17 号を改正する必要があるかどうか、第 2 に、改正が合意された評価基準を満たしているかどうかを提示することになります。IASB スタッフは、潜在的な改正が評価基準を満たすと IASB が合意したとしても、これらの改正が実際に行われることを意味するものではないと強調しました。一部の IASB のメンバーや IASB スタ

ップは、提案された改正案を、個別だけでなく、全体としても検討する必要があると指摘しました。

IASB のメンバーは、IFRS 第 17 号の改正はより大きな複雑性を生じさせると確信しているため、IFRS 第 17 号の改正には消極的であり、多くの IASB のメンバーは、この会議において IFRS 第 17 号の改正について議論することに非常に落胆したと述べました。IASB は、IFRS 第 17 号の発効日の変更や、保険会社において IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」とする）の適用が引続き IFRS 第 17 号が適用されるまで延期されるかどうかについてはコメントしていません。しかし、IASB の議長は、保険会社が債券市場で非常に活発に取引を行っており、高利回りの債券を保有することを追求している保険会社もあるため、IFRS 第 17 号および IFRS 第 9 号を適用しないことの影響を受け入れることは困難であるとの懸念を表明しました。さらに続けて、議長は、保険会社が次回の金融危機までに IFRS 第 9 号を適用していなければ、深刻な影響を及ぼすとの懸念を表明しました。

5. 具体的な懸念事項および適用上の課題

IASB スタッフは、IFRS 第 17 号を改正する必要があるかどうかについての IASB の評価は、特定の評価基準を満たすもの以外の改正を制限する必要性とのバランスをとるべきであると提案しました。IASB 会議での議論の基礎として、25 の懸念事項および適用上の課題を要約した 61 ページの文書が IASB スタッフにより作成されました。

IASB は、以下の事項の一部についてのみコメントし、今後の会合において、IASB からコメントへの対応を含め、より詳細な議論を継続することで合意しました。25 の懸念事項は、IFRS 第 17 号に示される項目の順番に従って、以下のとおり列挙されています。

番号	項目	内容
1	適用範囲	保険リスクを移転する貸付金およびその他の与信
2	集約の水準	保険契約の集約の水準
3	キャッシュ・フロー	契約の境界線外の更新に関する保険獲得キャッシュ・フロー
4	割引率	ロック・イン割引率の使用による契約上のサービス・マージンの調整

5	リスク調整	割引率およびリスク調整
6	リスク調整	企業集団におけるリスク調整
7	契約上のサービス・マージン	一般モデルのカバー単位
8	契約上のサービス・マージン	リスク軽減の例外の限定適用
9	保険料配分 アプローチ	受取保険料
10	企業結合	契約の分類
11	企業結合	決済期間において取得した契約
12	保有再保険契約	基礎となる保険契約が不利である場合の当初認識
13	保有再保険契約	変動手数料アプローチの不適合性
14	保有再保険契約	未だ発行されていない基礎となる保険契約から生じる期待キャッシュ・フロー
15	表示	資産グループと負債グループの区分表示
16	表示	財政状態計算書における表示：未収保険料
17	表示	保険金融収益または費用に関するその他の包括利益に表示するオプション
18	直接連動有配当 保険契約	直接連動有配当保険契約の定義
19	期中財務諸表	会計上の見積りの取扱い
20	経過措置	IFRS 第 17 号の適用開始日

21	発行日	比較情報
22	IFRS 第 9 号	IFRS 第 9 号の一時的免除
23	経過措置	移行方法の選択性
24	経過措置	修正遡及アプローチのさらなる修正
25	経過措置	公正価値アプローチ：関連する金融資産に関するその他の包括利益

IASB は、IFRS 第 17 号の改正を提案する必要があるかどうかを含め、今後数カ月間、議論を継続することになります。IASB は、これらの議論が IFRS 第 17 号を改正する提案につながるかどうかについて言及するのは時期尚早であると指摘しました。IFRS 第 17 号のいかなる改正も、公開草案の公表およびコメント期間の設定を含む IASB のデュー・プロセスに従う必要があります。

6. 2018 年 11 月の IASB 会議の審議資料

本校執筆時点で公開されていた 2018 年 11 月の IASB 会議のアジェンダ・ペーパーには、2つの項目について IASB の見解が求められています。これは、IFRS 第 17 号の適用開始時期を 1 年遅らせて 2022 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度とするか、および、IFRS 第 9 号の適用について 2022 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度とするかについての見解です。

11 月に開催された審議会において、IFRS 第 17 号の発効日を 2022 年まで 1 年延期する提案について決議され、14 名のメンバーが同意しました。また、IFRS 第 9 号と IFRS 第 17 号の両方を同時に適用することができるよう、IFRS 第 9 号の適用の一時的免除の規定を 2022 年まで延長する提案について決議され、13 名のメンバーが同意しました。

7. 移行リソース・グループの開催の延期

2018 年 11 月 1 日に、IASB は、2018 年 12 月 4 日に予定されていた移行リソース・グループの開催について、2019 年 4 月 4 日に延期することを公表しました。これは、9 月に開催された移行リソース・グループ以降に利害関係者から提出された論点の件数が少ないこと、および提出された論点が狭い範囲についての内容であることを理由としています。